

ザミンダールの地所経営機構と在地社会

—一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方の事例を中心にして—

中里成章

はじめに

一、地代徵収における村役人の役割の変遷
二、一九世紀末二〇世紀初頭の地所経営機構

(1)地所経営機構の五つの事例

(2)トシル制の特質

三、トシル組織職員の出自

(1)出自に関する五組の史料

(2)トシル組織と農村の諸階層

おわりに

はじめに

イギリス東インド会社は、一七九三年に永代定額地租査定(Permanent Settlement, ザミンダーリー制 Zamindari System とも呼ばれる)を施行し、ベンガル、ビハール、オリッサのザミンダールに土地所有権を賦与した。この時以来、ザミンダールがライオット（農民）から地代を徴収する法的根拠は、この土地所有権に置かれたことになったのである。

しかし、当然のことながら、ベンガル社会の発展段階とは関係なく植民地権力が上から押し付けた土地所有権が、そのまま地代の実現を保証するはずはない。地代を実現するためには、ベンガルのザミンダールは、自分の地所(es-tate)が位置する地域の在地社会と具体的な関係を取り結び、それを掌握することを通じて法的所有権を実体化する努力を自ら続けることを要請された。裁判所や警察が所有権を守る強制力として存在したのは言うまでもないが、それらはいわば最後の拠り所であり、何よりもまず、ザミンダールがどいまだ在地社会を自らの手中に出来るかが問題であつた。そして、この決して容易とは言えない仕事を遂行するために、ザミンダールは通常かなりの数の職員を擁する地所経営事務所を構えていた。ベンガル語ではそれは「カチャリ」(kachari, cutcherry などとも綴られる。事務所、裁判所の意)と呼ばれた。おそらくイギリス人と思われる一九世紀後半のベンガル農村の匿名の観察者が正しく指摘しているように、「ベンガルのモウジヤ [mauza, 行政村] の地代を集めの事務は、イングランドの地主の代理人によつてなされている仕事とは全然異り、組織されたスタッフという手段を通じてのみ當まれうる」⁽¹⁾のであった。

本稿は、地所経営機構の以上のような位置に着目し、地所経営機構をめぐる若干の問題、就中地代徴収機構の問題の分析を通じて、ザミンダールと在地社会との関係にメスを入れ、ザミンダーリー制の構造の一端を明らかにすることを目的としている。別稿で示唆したように、ザミンダールと在地社会との関りは実は多方面に亘っているのであ

(2) るが、いひやは地所經營機構に直接関連する問題のみを取り上げるにした。なお、本論は、私が進めてゐる一九世紀末二〇世紀初頭の東ベンガル・ダッカ地方 Dacca Division——(ダッカ Dacca, フカリドーハル Faridpur, バコルガンジ Bakarganj, モイモンハン Mymensingh の四県を含む) の農村構造の研究の一環をなすものであり、主たる時代と地域には同じ限定が付されてゐる。また、具体的的事例として取り上げる經營機構に関する史料は、バンガル政府の後見庁 (Court of Wards) の文書から取られてくるいとお断りしておきたい。

といひや、そもそもザミンダールは大掛かりな地所經營機構を持つ必要があったのか、という疑問があがるかもしない。ザミンダールは地所を下級の保有権者に貸し出し、自らは在地社会から遊離した寄生的地代生活者となつた、という見方があるからである。本論に入る前にこの疑問に答えておいた方がよがろう。一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方においては、地所經營の方式としては、一、カース (khas) すなわち直接經營、二、ペトニ (pattani) すなわち地所の永代的貸し出し、三、イジャラ (ijara) すなわち地所の一時的貸し出し、の三つがありえた。ところが、事例研究をしてみると、地所全体をペトニに出していたような例は極めてすくないことが分かる。イジャラを部分的に採用していた例はかなりあるが、これも減少傾向を辿つていたようである。⁽⁵⁾ したがつて、ペトニやイジャラに大きく依存しているようなザミンダールが多数にのぼつたとは、考えられないわけである。また、例えば一度ペトニに出した土地を買い戻し、ライオット保有地との直接的接触を回復しようとする運動を、一九世紀末葉のザミンダールが開始していたことは、別稿において既に指摘したところである。⁽⁶⁾ つまり、一般的通念から予測されるといふとは逆に、大部分のザミンダールは、程度の差こそあれ、カースつまり直接經營を行ない、したがつて、自分自身の經營機構を持つていた、と考えるべきなのである。

さて、一九世紀末二〇世紀初頭の地所經營機構の特質を十分に理解するためには、時代をやや遡って、一八世紀後半からの地所經營機構の変遷を辿つておいた方がよいように思われる。

一、地代徵収における村役人の役割の変遷

一八世紀のベンガルの大きなザミンダールは軍事力を保持し、領内で警察権と裁判権を行使していた⁽⁷⁾。それらがライオットに対する強制力として働き、地代の徵収を保証する力となっていたことは疑いない。このようなあからさまな支配権の行使と並行して、しかし、ザミンダールは村役人を通じて在地社会を掌握するという方法もとつていた。本節ではこの後者の側面に注目し、地代徵収における村役人の役割の変化を跡づけることをとおして、一八世紀後半以降のザミンダールと在地社会の関係の変遷をごく大まかに概観することにしたい。

一八世紀にあつてはベンガルのザミンダールは、モンドル (mandal) などと呼ばれる村長（ちゅうじょう）を介して、ライオットと交渉を持っていた。モンドルはライオットの指導者として、村落共通の利害を外の世界に対し代表した。デイナジブルのザミンダールの例などから判断すると、この時代のザミンダールはよく整備された地所經營機構を維持していると考えられるが、この機構の影響力はモンドルを媒介としてライオット一般に到達していた。地代徵収業務に関連する全ての事項、すなわち地代の査定、引き上げ、取り決め、徵収、付加徵収金の賦課等々において、ザミンダールは個々のライオットと直接接觸することはせず、モンドルと交渉し、業務遂行においてもモンドルの助力を要請した。特に重要なのは地代の徵収におけるモンドルの役割であつて、ライオットはモンドルに地代を支払い、モン

ドルがそれをザミンダールの職員に手渡していたのである。⁽⁹⁾ 複雑な現実を単純化しすぎているという批判を受けるかもしれないが、大まかに言って、右のように考えて大過なかろうと思ふ。

このモンドルに関しては、ジョン・ショア (John Shore) が古典的ともいえる記述を残している。彼はまずモンドルの職能について次のように説明する。

ほとんどあらゆる村に、その広さに応じて、一人からそれ以上のライオットの頭 (head ryots) がおり、彼らは全国各地で様々な名称をもつて知られている。彼らは残りの者たちの指図と監督をあるていど行なう。はつきりさせるために、私はモンドルという用語だけを使うことにしよう。彼は地代を決定し、耕作を指図し、「地代などの」徴収をするにあたって、「ザミンダールを」助ける。⁽¹⁰⁾

次いで、村落社会におけるモンドルの地位について、ショアは次のような一七七八年の報告を引用する。

だからモンドルは最も年長で一番聰明な住民の中から選ばれるのである。そして彼の影響力と職務遂行とは、専らライオットの好意的評価に依存しているのである……⁽¹¹⁾

つまりモンドルの職は、ムガル国家からもザミンダールからかなり独立したのものであり、村落の自治機能の中に基礎を置いていた、と考えられる。

ベンガルの村には、モンドルのほかに、パトワーリー (patwari) ⁽¹²⁾ (村書記) という村役人が存在していた。彼は村の土地、生産物、耕作状況、地代などに関する記録の作製と保管にあたったが、こうして整えられた記録はザミンダールの地代徴収とムガル国家の地租徴収の基礎資料となつた。ムガル国家がベンガル州及び各県 (サルカール) に置いたカースーンナー (kānūngō、地租関係の記録を管理した官職) が管理した記録の基礎となつたのは、パトワーリ

ーの記録であった。

だから、ペトワーリーがモンドルよりもザミンダールあるいはムガル国家の近くに位置していたのは当然といえよう。ペトワーリーの任命はカースーンガーやしくはザミンダールによつてなされた。しかし他方では、ペトワーリーの職は世襲されるのが普通になつていたとも言われ、さらに、北ベンガル・ラジシャヒ (Rajshahi) 県のスワルップル (Swaruppur)・ペルガナにおいては、ペトワーリーの任免にライオットが大きな発言権をもつていたことが知られるべし。ペカルパルのナヒブ (nāyeb, nāib, 地所の支配人) は次のように証言した。

わたしは全てのアミン [āmin, amīn, 土地測量を本務とする胥吏] を任命し、彼らに証書を授け取りたいと求めるペトワーリーがいたら、そのようなペトワーリーにもわたしは証書を与えるが、しかし、通常ライオットがペトワーリーを任命する。この場合わたしはそれを承認するだけである。ライオットは、彼ら自身が任命したペトワーリーを免職にしたとわたしに通告する権限も持つてゐるが、わたしによつて任命されたペトワーリーとアミンをわたしの許可なく免職することはできない。しかし、もし一〇人のライオットがアミンがペトワーリーに不満であるならば、ライオットが悪いのではない限り、わたしは彼らの要請によりて彼「アミンがペトワーリー」を免職にする。⁽¹³⁾

すなわち、この地域では、ライオットがペトワーリーを任命するのが普通であり、ザミンダールが任命したペトワーリー（及びアミン）でもえ、一〇人のライオットの反対があれば、罷免されていた。ペトワーリーとザミンダールの関係は、少なくとも一部の地域においては、ライオットの集団的意志によつて規制を受けることがあつたのである。

このように、モンドルの場合には明瞭に、そしてペトワーリーの場合には部分的に、示されているように、一八世

紀のザミンダールの地代徴収は、村落の自治機能を前提とし、それにのづかるかたちで遂行されていた。とくに注目されるのは、地代の受け渡しがモンドルを媒介として行なわれていたことである。

しかし、一七九三年の永代定額地租査定施行を頂点とする東イングランド会社の一連の地租政策は、ムガル時代の制度に全面的な変更を加えるものであった。そればかりではない。永代定額地租査定が過重であつたために、多くのザミンダールが没落し、新興ザミンダールが彼らに替わって地所を經營するようになった。また巨大な地所が売却される場合、それは細分化されて、多数の買手の手に渡るのが普通だった。これらの変動とともに、地代徴収機構も多大の変化を蒙らなければならなかつたであろうことは、容易に想像できよう。一八四〇年にジェームズ・テーラー (James Taylor) が出版したダッカ県に関する報告は、依然としてモンドルとペトワーリーが地代徴収で重要な役割を果してはいるものの、彼らの社会的性格が一変してしまつてゐることを生き生きと伝えている。やや長くなるがテーラーの報告を引用しよう。

地所の地代を徴収し帳簿をつけるのに必要な使用人 (servants) の編制は、地所の広さ、位置及び持分権者の数に応じて変化する。あるバルガナまたは地所においては、数ヶ村が併合されてトップと呼ばれるが、別のところではそれはジョワルと呼ばれる⁽¹⁴⁾。あらゆるモウジヤつまり村には、モンドルという使用人がいるが、彼の職務は土地を管理し、ライオットの間の土地をめぐる紛争を解決することである。また、二ないし三ヶ村あるいは一つのトップに一人のペトワーリーが配置されているが、彼の役目は帳簿を作成し、諸税 (revenues) を徴収し、彼に委ねられた、土地割り当てをめぐる争いを調停することである。もつと広い地所にはさらに高い等級の職員 (officer) がいるが、彼はチャクラダールもしくはトシルダールと呼ばれ、ペトワーリーが下僚のモンドルに対

して持つてゐるのと同じ種類の監督権を、パトワーリーに對して行使する。……小さなタルクダールは普通一人のモンドルを雇い、パトワーリーの助力なしに自分で諸税を徵収するが、三、四人が一緒になり共同で一人のパトワーリーを持つこともある。ある地所ではモンドルとパトワーリーは貨幣で賃銀を受け取るが、別の地所では土地と貨幣で受け取る。多くの場合彼らは他の職業についており、モンドルの場合年に二ルピー半から三ルピーの範囲の率で、パトワーリーの場合年に三ルピーから一〇ルピーの範囲の率で支払われる。県の中の洪水がおこりやすい地域では、六月から一月まで彼らは舟の賃借料を与えられる。⁽¹⁶⁾

右に引用した文中には、ザミンダールの職員がモンドル→パトワーリー→チャクラダール・トシルダールという職階をなしており、パトワーリーの方がモンドルより地位が高かつたこと、「土地の割り当て」と称される制度があつたことなど興味深い事実が指摘されているが、行論との関連でいま注目しておきたいのは、まず第一に、ショアの時代と較べ、一八四〇年頃のダッカ地方では、モンドルとパトワーリーのザミンダールに対する独立性が大きく損なわれてしまつていたように、この文章からは読み取れる点である。彼らは今やザミンダールやタルクダールに「雇われる」「使用者」であり、「貨幣」か「土地と貨幣」で報酬を受け取るような存在として描かれている。第二に注目されるのは、モンドルの職務としては土地の管理と紛争の解決が挙げられているだけで、地代の徵収が含まれていない点である。これがモンドルがもはや地代徵収に直接関わらなくなつたことを示しているとするなら、これもまた一八世紀に較べ大きな変化と言わなければならぬ。だがしかし、以上の二点がともに重要な変化であることに疑ひないと云はば、一九世紀末葉までの地代徵収機構の変容を見通した上で一八四〇年の状態を捉える時、この時点ではともかくもモンドルとパトワーリーの職が地代徵収機構の中に明確な位置を与えられており、その意味で一八世紀の地代徵

収機構との連続性を少なくとも形式的には保つてゐる事実の方が、注目されるのである。

ところが、一九世紀末にいたると、地代徵収機構の中にモンダルとペトワーリーの名は殆ど現われなくなる。私が集めた一九世紀末二〇世紀初頭の地所經營機構の事例においても、一例を例外として、モンダルとペトワーリーは痕跡するといふのは⁽¹⁷⁾ではない。この頃までにはモンダルとペトワーリーの職はベンガルの農村においてほぼ形骸化するか消滅するかしてしまつてゐたのである。

ベンガル州政府は一八七〇年代初めに村役人に関する調査を実施したが、この調査は、ティナジपル (Dinajpur) やメディップル (Medinipur, Midnapore) のような周辺部の県は別にして、ベンガルの他の諸県ではモンダルの権威と力は著しく衰え、ペトワーリーにくたりては完全に消滅してしまつた⁽¹⁸⁾。そして、モンダルの活動領域として残されたのは主として司法・警察関係、すなわち、地方的紛争の解決、村に来る警察部隊の応接などだけである⁽¹⁹⁾。これを明らかにした。例えば、ダッカ地方の長官 (Commissioner of the Dacca Division) からの報告には、「昔からの世襲の、村のペトワーリーは、モイモンシンの一部のようにそれが存在したであつたが、村落共同体といふものは消滅してしまい、現在ペトワーリーの称号を有する者がいたとしてもそれは皆ザンダールの使用人 (the servants of the zamindars) 以外の何者でもない。モンダルについても同様である」と述べられてゐる。明らかに、モンダルとペトワーリーの制度は一八四〇年から一八七〇年代にかけての間に廃れ、地代徵収機構の中で機能するにいたがくなつてしまつたのである。⁽²⁰⁾ 別のいふばで言えば、それは、ザミンダーリー制の下における地代徵収機構の変容の過程が、この期間に完了したこと意味するであろう。一九世紀の第4四半期においてはモイモンダールは、ライオットと彼らが構成する社会を掌握し、剩余労働を収奪するのに、モンダルやペトワーリーに体現された村落の自治機

能に依存しない。

どのようにしてこの変化が生じたのか。それを全面的に明らかにする能力は私にはないけれども、右に引用した村役人の調査を命じたベンガル準知事の回状を糸口に、大体の見通しをつけておきたい。調査を思ひたつた動機を説明して準知事はこう書いていふ。

準知事が地位も経験もある現地人に知らされたところによれば、一ないし二世代前には村長 (village headmen) はもつとはるかに広範囲にわたつて見られ、現在よりも明確で確実な地位を占めていたが、ザミンダールの力の増大と集中化が最近における彼らの衰退をひきおこした、というふうである。それぞの県においてそれが本当に信じられているかどうか、準知事は知りたい。⁽²¹⁾

この回状に対し、最も行き届いた回答をしたのは、おそらくフーハリ (Hughly, Hugli) 県からの報告である。それにはこう報告されている。

他のあらゆる村落諸制度 (village institutions) 同様、これ [=モンドル] の衰退の原因は、第一に、政府がそのような機関を一貫して無視したこと、第二に、ザミンダールの力の増大、第三に、正規の警察の導入、強力な政府、そして行政区画の細分化によりそのような機関の必要性が減じたこと、以上である。⁽²²⁾

フーハリ県の報告は、回状の中で特に言及されている「ザミンダールの力の増大と集中化」をモンドルの衰退の主要原因の一つと認めつつ、植民地政府の政策も重視し、政府による無視と統治組織の拡充という二つの要因——これらは極度に中央集権的な性格をもつ植民地行政の表と裏と見ることもできよう——を付加しているわけである。⁽²³⁾

一八世紀以来の地代徵收機構の変化は、要するに、ベンガルの村落制度の凋落と並行して、村役人=村落自治に依

存しているという意味でいわば二元的な構造を持つていた地代徵收機構の、ザミンダールの下への集中化もしくは一元化が進行し、その中で、モンドルやペトワーリーの機能がザミンダールの地所經營機構の中に吸収されて行く過程としてとらえることができるようと思われる。それを推進する力は、ザミンダールと、^{ペーマント・セトルメント}永代定額地租査定を施行しザミンダールを植民地支配の中軸に据えた植民地政庁の双方から来た。いいかえれば、地代徵收機構の一元化はペーマント・セトルメント体制の実現＝確立の一つの指標ともいふべきものであった。

一一、一九世紀末一〇世紀初頭の地所經營機構

(1) 地所經營機構の五つの事例

本節では、一九世紀末一〇世紀初頭のダッカ地方における地所經營機構の事例をいくつか検討し、モンドルを中軸にした地代徵收機構——モンドル制——にかわって、どのようなシステムが成立したかを検討する。前に述べたように、この時代の地所經營方式には三つの型があったのであるが、ここではカーススナワチザミンダールによる直接經營だけを取り上げることにしたい。また依拠する資料は後見庁の記録であるけれども、以下にあげる事例は全て、地所が後見庁の管理下に入る前の、すなわち、ザミンダール自身によって經營されていた時期の、經營機構のあり方を示していることを、お断りしておきたい。小規模な地所から順に検討を加えていく。

第一の事例は、モイモンシン県のビンドゥ・ベシニ・ガッシャミ・エステーム (Bindoo Bashini Goswami's Es-

表1 ピンドゥ・バシニ・ゴッシャミ・エステートの經營機構

| 地区の名 | 職員の名と地位 | 年俸 |
|----------|--------------------------|-----|
| (トシリ事務所) | | Rs. |
| クマリア地区 | 支配人, R.K. バナジー | 180 |
| | タズ(?)・ショルカル・シュマルノビシュ | 96 |
| | 外働きの召使 | 60 |
| | 番人 | 84 |
| | 帳簿係 | 72 |
| | 番人 | 60 |
| | 小計 | 552 |
| アルワ地区 | 番人 | 84 |
| | ダルカナト・ゴッシャミ・シュマルノビシュ | 60 |
| | 小計 | 144 |
| ナスイラバードに | 事務弁護士, イッショル・チヨンドロ・ショルカル | 36 |
| | 同上, N.H. ミットロ | 6 |
| | 小計 | 42 |
| | 総計 | 738 |

(出所) Offg. Cmmr. Dacca to BOR, No. 267W, 16/17 July 1885, BOR-W,
File No. 163 of 1885.

tate) である(表1)。この地所は地代徴収額——ただし帳簿上のもの。以下同じ——が六、四一〇ルピーにしか達しない、小規模なものであった。事務弁護士は除いて、ここには八人の職員が雇傭されていたが、おそらく地所の所有地が分散していたためであろう、彼らはクマリア及びアルワと呼ばれる二つの地区(dihī)の元來の意味は、地代徴収を容易にするために設けられた、パルガナの一区画⁽²⁴⁾に分けて配置されていた。二つのうちで重要なのはクマリアの方である。職員の数が多いばかりでなく、実はザミンダールであるゴッシャミ家はこの地区に居住していたのであり、地区事務所も彼らの屋敷の中に置かれていた。クマリア地区の職員の構成は単純である。全体を統轄するために一人の支配人(ザミンダールの代理人といふ意味)が置かれ、その下に、一人の会計係(sumārnabis)と一人の帳簿係(moharir. 会計係

の補佐役) からなる事務職員と、二人の番人(guard) と一人の外働きの召使(out servant) が配されていたにすぎない。もう一つの地区的アルワは極めて小さく、たゞ一人の職員、すなわち一人の番人と一人の会計係に委ねるところができるほどであった。

カースト構成を見ると、支配人及び会計係の片方はプラフマン(バナジー Banerjee ムナラ・シャヒー Goswami) である。ショルカル(Sircar→Sarkar) とこうタイトルを名乗るもう一人の会計係のカーストを特定することはできないが、カヤスト(Kayastha) やおった可能性が高い。残る五人の職員の名前は残念ながら原史料に記載されていない。多分彼らが中・低位カーストのヒンドゥーがムスリムかに属し、それ故特に名前を記すに値しないと看做されたためであろう。職務分担の上では、管理・事務的な仕事を担当しているのは職員の半分にすぎず、(支配人と会計係と帳簿係)、あとの半分は番人及び外働きの召使からなつてゐるのが注目される。番人の任務は明らかでないが、警備をするだけではなく、ライオットに対し実力を行使するのに動員された可能性を考慮すべきである。これらの職員の給与は、土地やコミッションのかたちで与えられるのではなく、一定額の貨幣で支払われていた。給与総額は地代徴収額の一ペーセントを占める。給与水準が低いのは、職員にはそもそも役得があつたからであると思われる。なお、三人の番人のうち二人の給与が比較的高いが、理由は不明である。

このような経営機構本体とは別に、この地所は、地方行政のセンターであるナスイラバード(Nasirabad モイモンシンの別名) とタンガイル(Tangail) による事務弁護士と年間契約を結んでいた。モクタル(moktar, mukhtar) といふのはワキール(vakil) の下に位する弁護人であるが、一般に法廷で弁論するには許されていなかつた。この地所のザミンダールは、彼らと契約を結び、地所の法的利害を地方法廷において代弁させていたのである。

次に第二の事例として、モイモンシン県のナラヨンドホル・エステート (Narayandahar Estate) を検討しよう。この地所の地代徴収額は、第一例のビンダウ・バシリ・ゴンシャミ・エスターの約七倍、四二、七七七ルピーにのぼっていた。ベンガルの地所の中では中規模とみるとがやむ。この地所の經營機構の細部については別稿で表示したので繰り返さないが、⁽²⁸⁾ 事務弁護士を除く職員数は八四人、彼らの給与総額は五、六五二ルピーであった。事務弁護士の人数は明示されていないが、彼らに支払われた給与は八〇四ルピーと記されている。合計六、四五六ルピー、地代徴収額の一五ペーセント相当が人件費として支出されていた。職員の内訳は、⁽²⁹⁾ 支配人一名、地代徴収人 (tahsīl-dār) 三名、文書係 (peśkār)、書類を預託する者一名、通信係 (munši)、支配人の通信連絡事務を補佐する者一名、会計係 (accountant) 一名、出納官 (treasurer) 一名、帳簿係 (会計係の助手) 二三名、⁽³⁰⁾ 歩兵隊長 (jamādar) 一名、歩兵 (peyādā, piyādā) 四六名、及びナスイラバーバーにこの地所が持つていた建物の番人 (gārdi) 一名となっていた。そしてこのほかに事務弁護士若干名との契約があつた。

ナラヨンドホルの經營機構を見て氣付くのは、第一に、おそらくこの地所がビンダウ・バシリ・ゴンシャミ・エスターよりずっと大きかつたために、支配人の職掌が一群の部下——三名の地代徴収人、五名の文書係及び二名の通信係——に分散・移譲されていることである。その中で最も重要だったのは、ライオットからの地代の徴収を担当する地代徴収人(トシルダール)であつたに違いない。「トシル」 (tahsīl) という後は、地租の徴収もしくは徴収された地租を意味する。⁽³¹⁾ あるいは、地租領収書、または地租が納入される役所をさしたものという。そこから転じて、地代の徴収またはそのために設けられた行政区画を意味するようになつたのである。史料には示されていないが、多分ナラヨンドホルもゴンシャミの地所の場合と同様に地区に分割され、そのそれに地代徴収人が配置されていたものと思われる。

第二に目を引くのは、帳簿係の数が異常に多いことである。彼らがなぜ二三人もいなければならぬのか、史料に理由は述べられていないが、これはナラヨンドホルのザミンダールが手広く金貸し業を営んでいたことに関係づけられることができそうである。この地所が後見庁の管理下に入った時、七万ルピー以上の債権を有していたことが報告されている。⁽³²⁾ 帳簿係は帳簿もつけたことだろうが、債権取り立てを主な目的としてこのように多くの人数が雇われていたのである。この時代の大きな金貸しは債権取り立て専門の人員を擁しているのが普通であった。⁽³³⁾

第三の特色は、隊長に指揮された四六人の歩兵^(ペーダー)がいることである。彼らはあたかも私兵のことき外觀を呈している。歩兵^(ペーダー)は普通棍棒で身を固め、地代滞納者が生じた時は、ザミンダールの事務所への召喚状を送達するメッセンジャーの役割を果たした職員である。⁽³⁴⁾ それが四六名も雇い入れられていたのは、地所の共同所有者たちの間で激しい内紛が生じ、地所が危機的状況にあつたからであった。それに対処するためには強力な実力部隊が必要とされた。報告によれば、共同所有者たちは「お互にやりあい、武器を持った用人棒(lāthiyāl)に借地人を襲わせて、自分の持分權以上のものをゆすり取ろうと試みた」という。また別の報告によれば内紛は「ライオットによる甚しい治安妨害」をまねいたといふことである。⁽³⁵⁾ この事例から我々は非常事態下にあるザミンダールの姿を窺うことができる。さて、第三番目の事例はダッカ県のダンクラ・エステート(Dhancorah Estate)である。この地所の規模は第二例のナラヨンドホルの約三倍と大きく、地代徴収額は一二九、九七四ルピーに達していた。

ダンクラ・エステートはダッカ、モイモンシン、ティッペラ(Tipperah, Tripurā)の三県にまたがって存在していた。報告によれば、ダッカ側の地代徴収額は約二万九千ルピー、面積は約一万九千エーカー、モイモンシン県側はそれぞれ九万九千ルピー、七万三千エーカーで、ティッペラにある土地は取るに足らないものだったとされている。

表2 ダンクラ・エステートの経営機構（部分）

| | | 年俸 Rs. | 東洋文化研究所紀要 第三百三册 |
|--|-----|-----------|--------------------|
| <u>バッタ地代徵収事務所 (Batta Tehsil Cutchery)</u> | | | |
| 支配人 | 1名 | 96 | |
| 地代徵収人 | 1名 | 84 | |
| 帳簿係 | 8名 | 588 | |
| 記録係 | 1名 | 18 | |
| 従卒頭 | 1名 | 21 | |
| 従卒 | 16名 | 267 | |
| 苦力 | 5名 | 168 | 第百三册 |
| ネトロコナ [地名] に事務弁護士 | 1名 | 60 | |
| <u>ファチカ地区 (Fachika Dehi)</u> | | | |
| 帳簿係 | 4名 | 240 | |
| 従卒 | 6名 | 216 | |
| 苦力 | 1名 | 60 | |
| <u>カリアジュリ地代徵収事務所 (Tehsil Cutchery-Khaliajuree)</u> | | | |
| 支配人 | 1名 | 300 | |
| 地代徵収人 | 1名 | 144 | |
| 地代徵収人 1名と彼のスタッフ | | 180 | |
| 帳簿係 | 9名 | 660 | |
| 従卒 | 7名 | 246 | |
| 苦力 | 3名 | 129 | |
| <u>ハラル・カンディ地区 (Dehi Harar Kandi)</u> | | | |
| 帳簿係 | 2名 | 132 | |
| 従卒 | 4名 | 90 | |
| <u>ラティフプル事務所 (Latifpur Cutchery)</u> | | | |
| 支配人 | 1名 | 120 | 一七八 |
| 地代徵収人 | 1名 | 48 | |
| 帳簿係 | 2名 | 96 | |
| 従卒隊長 | 1名 | 42 | |
| 従卒 | 4名 | 144 | |
| 苦力 | 2名 | 72 | |

イッショルゴンジ地区 (Dehi Isargunge)

| | | |
|-----------------|----|-----|
| トシルガーン 地代徵収人 | 1名 | 60 |
| ワニマダール 従卒隊長 | 1名 | 54 |
| ビサン 従卒 | 1名 | 48 |
| 苦力 | 2名 | 108 |

ラムプル事務所 (Rampur Cutchery)

| | | |
|-------------|----|-----|
| ナニブ 支配人 | 1名 | 168 |
| カトリル 帳簿係 | 1名 | 48 |
| ビサン 従卒 | 4名 | 105 |
| 苦力 | 1名 | 60 |

キショルゴンジ [地名] に事務弁護士 1名 48

ジャマルプル事務所 (Cutchery Jamalpur)

| | | |
|-------------|----|-----|
| ナニブ 支配人 | 1名 | 120 |
| カトリル 帳簿係 | 1名 | 60 |
| ビサン 従卒 | 2名 | 72 |
| 苦力 | 1名 | 60 |

ジャマルプル [地名] に事務弁護士 1名 24

モイモンシン本部事務所 (Sudder Cutchery-Mymensingh)

| | | |
|-----------------------|----|-----|
| 総支配人 (superintendent) | 1名 | 300 |
| ナニブ 支配人 | 1名 | 144 |
| トシルガーン 地代徵収人 | 1名 | 72 |
| カトリル 帳簿係 | 2名 | 156 |
| ナニブ 事務弁護士 | 3名 | 204 |
| ワニマダール 従卒隊長 | 1名 | 60 |
| ビサン 従卒 | 7名 | 204 |
| カーリバ 掃除人 | 1名 | 60 |
| 苦力 | 2名 | 120 |

ナシラジャイル (Nasirajael)・パルガナの持分権 $2\frac{1}{2}$ アナ

の地代徵收請負手數料 120

総計 6,696

(出所) Offg. Cmmr. Dacca to BOR, No. W/802A, 4 Feb. 1883, BOR-W,
File No. 3326 of 1878.

主要部分（地代徴収額ベースで四分の三強、面積ベースで八割弱）はモイモンシン県にあつたわけである。それがダッカ県の地所に区分されたのは、ザミンダールが同県のマニクゴンジ（Manikgunge）・タナの出身で、おそらくそこに住んでいたからにほかならない。この広大な地所は、ダッカ側が五つ、モイモンシン側が一〇、計一五の区域に分けて経営されていた。表2はモイモンシン側の経営機構だけを示したものである（ダッカ側の経営機構は不明⁽³⁷⁾）。

この表の末尾に示されている通り、モイモンシンの一〇の区域のうちの一つナシラジャイル・パルガナは、地所の外部の人間に地代徴収請負に出されていた。残りの九区域がこの地所の直接經營である。それらは二つのレベルにわけられていた。すなわち上級の区域には支配人^(ナエフ)を長とする本格的な事務所^(カチャリ)が置かれていたが、下級の区域には地代徴収人^(ダール)、帳簿係^(モホリル)、従卒^(ビオ)など必要最小限の職員が配置されているにすぎず、表においても単に「ディヒ」と呼ばれている。事務所^(カチャリ)の数は六、「ディヒ」の数は三である。モイモンシンの事務所は特に「シヨル・カチャリ」（sadar kachari）すなわち本部事務所と称され、総支配人、事務弁護士^(モクタル)のような他の事務所には見られない職員を含んでいた。全体を統轄する役割を担わされていたためであろう。

表2に挙げられている職員の総数は一二二名（カリアジユリ地代徴収事務所の地代徴収人のスタッフを除く）である。彼らには給与として年間六、六九六ルピー、すなわちこの地所のモイモンシン側の地代徴収額の約七パーセントが支払われていた。今までに検討した二例に較べ軽い人件費負担といえよう。一二二名の内訳は、総支配人一名、支配人六名、地代徴収人六名、帳簿係二九名、記録係^(ドットリ)一名、事務弁護士六名、従卒頭^(ミルダ)一名、従卒隊長三名、従卒五一名、苦力一七名、掃除人一名である。総員の約六割が、ジョマダールあるいはミルダと呼ばれる従卒頭及び従卒・苦力という、必要とあらば武装させて動員できる下級職員からなっていたわけである。

なお、個々の事務所（カチャヤリ）の構成を見てみると、それらが互いに相似した組織を持つていたことに気付くであろう。中でも、ラティーフブルの事務所は、標準的な形態を示していると看做してよいのではなかろうか。それは、^{ナエ}^{トシルダール}支配人、^{モホリル}地代徴収人、^{ジヨマダール}帳簿係、^{ビオノ}従卒隊長、従卒、苦力という六種の職員からなっていた。この組織を拡充して記録係^{ドクトリ}とか事務弁護士^{モクタ}とか掃除人^{スケイバ}とかを加えるとバッタや本部の事務所になり、地代徴収人と従卒隊長を削ると、ラムブルの事務所になる。そして後者をさらに簡略化すると「^{ナエヒ}」になるわけである。

四番目に検討する事例は、バコルゴンジ県のハトウリア・エステート (Haturia Estate) である。この地所の規模はダンクラ・エステートにほぼ等しく、地代徴収額は一一九、三一ールピーであった。ハトウリアの所有地はバコルゴンジ県を中心に、フォリードブル県、ティップペラ県をも含んだ広い地域に散らばっていたが、ザミンダールはそれを七つの地区 (circle) に整理して經營していた。⁽³⁹⁾

地所經營機構は表3に掲げた通りである。ダンクラに較べると、支配人事務所（本部事務所）が充実していくこと、及び、法律関係の組織が独立して示されていることが特徴的である。ただし、表2に示したダンクラの經營機構はモイモンシン県側の部分だけであるから、ダッカ県の側を加えると、ダンクラの經營機構もハトウリアのかたちに近づくのかもしれない。ハトウリアの史料は、残念ながら、七つの地区的地代徴収組織を個別には示さず、一括して地代徴収事務所 (Tansil Establishment) としているだけである。しかし、地代徴収人が六人いることから、六つの地区に一人ずつ地代徴収人を配し、残る一地区は支配人事務所が担当していたと考えて間違いないであろう。地区的事務所の構成はダンクラよりも単純で、地代徴収人一名と、^{モホリル}帳簿係二、三名、^{ビオノ}従卒数名からなっていたように思われる。ハトウリアの職員を維持するのに要した費用は年間八、六二八ルピー、地代徴収額の約七パーセントであった。職員

表3 ハトウリア・エステートの地所經營機構

| | | 年俸 Rs. |
|---|-----|-----------|
| <u>支配人事務所 (Manager's Establishment)</u> | | |
| 副支配人 (Sub-manager) | 1名 | 600 |
| 主席事務員 (Head Clerk) | 1名 | 360 |
| 次席事務員 (Second Clerk) | 1名 | 240 |
| 会計係 (Accountant) | 1名 | 300 |
| 文書管理係 (Record Keeper) | 1名 | 240 |
| 地代帳係 (Tauji-Navis) | 1名 | 300 |
| 地代帳係補佐 (Tauji-Muharrir) | 1名 | 180 |
| 通信係 (Munshi) | 1名 | 180 |
| 北インド出身の番人 (Upcountry guards) | 2名 | 192 |
| 従卒 (Peons) | 3名 | 216 |
| 記録係 (Daftury) | 1名 | 84 |
| 使い走り (Orderly) | 1名 | 84 |
| | 小計 | 15名 2,976 |
| <u>地代徵収事務所 (Tahsil Establishment)</u> | | |
| 地代徵収人 (Tahsildars) | 6名 | 1,440 |
| 月給12ルピーの帳簿係 (Muharrirs) | 3名 | 432 |
| 月給10ルピーの帳簿係 (do.) | 10名 | 1,200 |
| 月給8 ルピーの帳簿係 (do.) | 1名 | 96 |
| 月給6 ルピーの従卒 (Peons) | 7名 | 504 |
| 月給5 ルピーの従卒 (do.) | 22名 | 1,320 |
| | 小計 | 49名 4,992 |
| <u>法律事務所</u> | | |
| 法律担当員 (Law Clerk) | 1名 | 240 |
| 帳簿係 (Muharrirs) | 1名 | 180 |
| 事務弁護士 (Muktears) — | | |
| ボリシャル (Barisal) に | 1名 | 120 |
| マダリップル (Madaripur) に | 1名 | 60 |
| チコンディ (Chikandi) に | 1名 | 60 |
| | 小計 | 5名 660 |
| | 総計 | 69名 8,628 |

(出所) Cllr., Backergunge to Cmmr., Dacca, No. 481 W, 11 Sept. 1903,
BOR-W, File No. 735 of 1903.

は総勢六九名。このうち三四名が従卒ビオノと番人ガードである。これだけでも従卒と番人はかなりの人数にのぼっているのであるが、実はこの地所は一〇年前にも一年余りの短期間後見庁の管理下に置かれたことがあり（一八九三年八月から九年一〇月まで）、その時の史料による、支配人事務所は「召使い(menial servants)」に年間五〇〇〇ルピー余りを支払っていたとされてい。⁽⁵⁾ ハのクラスの職員の年俸は一〇〇ルピーに満たないのが普通だから、支配人事務所だけで數十人の「召使い」を抱えていたわけである。ハに見られる「召使い」はナラヨンドホル・エステートに見られた私兵的存続であったのかもしれない。

最後にダッカ・ナワーブ家エステート (Dacca Nawab's Family Estates) の事例を検討しておいた。ハの地所は地代徵收額が一、一五九、六四一ルピーに達する巨大なもので、東ベンガル最大の規模を持つていた。ダンクラ・エステートやハトウリア・エステートの九倍である。

ハのような地所を中央集権化された組織なしに經營するのは不可能である。ダッカ・ナワーブ家エステートの經營機構は三層に分かれ、最上層には本部事務所(head office)があった。ダンクラ及びハトウリアエステートの例において既に一つの事務所の機構が拡充され本部とされているのが見られたが、ダッカ・ナワーブ家エステートの本部事務所はそれらと比較にならないほど大規模でよく整備され、次のような六部門からなっていた。

- 1、經營部——地所の經營一般を取り扱う
- 2、会計部——収入・支出一般を取り扱う
- 3、監査部——地方事務所 (Muftussil circle) の監査を取り扱う
- 4、司法部

表4 ダッカ・ナワーブ家エステートの構成

| 地区名 | 分区の数 | 地代徴収額 (含道路税) Rs. |
|----------------------------|------|------------------------|
| ボリシャル | 11 | 4,50,588 |
| ラムチヨンドロップル (ティッペラ県) | 4 | 3,97,636 |
| アッティア (モイモンシン県西部及びパブナ県) | 4 | 1,08,509 |
| ジョアンシャイ (モイモンシン県東部及びシレット県) | 3 | 1,45,896 |
| ダッカ | 4 | 57,007 |
| 計 | 26 | 11,59,636 |

(出所) Hodding, *Dacca Nawab*, p. 4.

(注) 本表の地代徴収額の合計が本文中にあげた地代徴収額と一致しないのは、依拠する史料が異なるためである。

5、土地調査査定部 6、記録室⁽⁴⁾

この本部事務所は地代徴収には直接携わらず、管理業務のみを担当していくが、この巨大な地所では管理業務だけでも膨大な量にのぼったと見えて、本部事務所を維持するだけのために年間四七、〇〇〇ルピーが支出されなければならなかつた。⁽⁴²⁾

ダッカ・ナワーブ家の地所は東ベンガル全域に散在していくが、それは五つの地区 (circle) に分けられ、さらに二十六の分区 (sub-circle) に細分されていた。五つの地区というのは、ボリシャル (Barisal. バリサル) 県。地代徴収額約四五万ルピー)、ラムチヨンドロップル (Ramchandra-pur. ティッペラ県。同四〇万ルピー)、アッティア (Attia. アッティア) 県西部及びパブナ県。同一一万ルピー)、ジョアンシャイ (Joanshye. モイモンシン県東部及びシレット県。同一五万ルピー)、ダッカ (同六万ルピー) である (表4参照)。これらの地区とその下の分区とにはそれぞれ事務所が設置されていた。本部事務所はそれらを次のようにして監督していく。ボリシャルとアッティアは代理人 (Meyer 出ニーダム Neddham 出) が、残りの三地区はインディー人の支配人 (superintendent)

が担当していた。これらの職員はそれぞれ自分の地区と分区の年間予算を提出し、裁可された地方諸経費を支弁した後、剩余收入を本部事務所に送金する。毎月の收支計算書がそれぞれの地区と分区から本部事務所に提出され、こうして裁可済みの予算と比較することによって地方における支出がチェックされるのである。
(43)

地所の約半分に相当する部分をヨーロッパ人の代理人が担当していたのは興味深い事実であるが、詳細は不明である。大ザミンダールが經營スタッフにヨーロッパ人を傭い入れるのが決して稀れではなかつたことを指摘しておくにとどめよう。また、残念ながら、地区と分区の經營機構がどのようになかたちを取つていたのか、についても史料は何も伝えない。分区の一つ一つが中程度の地所に匹敵するほど大きな規模を持つことから見て、分区は第二、第三の事例として検討したナラヨンドホルやダンクラのような内部構造をもつていたと考えてよいのかもしれない。⁽⁴⁴⁾

(2) トシリ制の特質

以上、地代徴収額六千ルピー程度のものから一六〇万ルピー規模のものまで、五つの地所の經營機構を観見した。一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方の地所經營機構には、どのような基本的特徴が見られるであろうか。

この時代のザミンダールは地所を「ディヒ」・「サークル」などと呼ばれる区画に分かち、多くの場合そこに事務所を置いて地所を經營していた。そして、この事務所が地代徵收機構の基本ユニットになっていたと考えられる。事務所の事例を検討してすぐ気付くのは、基本的構成は共通である、ということである。第三の事例のダンクラ・エステートにおいては、既に指摘しておいたように、支配人、地代徵收人、帳簿係、従卒隊長、従卒、苦力というのが事務所の標準的構成をなしており、これに部分的変更を加えることで二、三のバリエーションができていた。第一の事例

のビンドウ・ベシニ・ガッシャミ・エステートのクマリア地区^{ザイア}の支配人^{ナッシュ}、会計係^{ショーマン}、帳簿係^{モホリル}、番人^{ガード}、外働きの召使い^{アウトサーバン}、という構成や、第四の事例のハトウリア・エステートの地区^{ザウル}でおそらく取られていたと思われる、地代徴収人^{トシルダール}、帳簿係^{モホリル}、従卒^{ビオノ}という構成も、ダンクラの標準的構成の流れの中にあるといってよいだらう。図式化していえば、地代徴収業務を現場で担つた基本単位は、(1)支配人または地代徴収人またはその両方、(2)会計係^{ショーマン}、帳簿係など、(3)ピオン、ペアダなどと呼ばれる従卒(彼らはジョマダールあるいはミルダと呼ばれる隊長に統率されていることがある)から構成され、それに加えて、この地代徴収単位の利害を地方法廷で代表させるために、(4)事務弁護士^{タクル}が置かれていた、と考えられる。言い換れば、この単位は、地代徴収責任者と事務員、及び、彼らをバックアップする実力部隊からなり、そしてさらに、植民地国家の司法制度の中で合法性を獲得し、地所の利害を守るために、法律専門家を伴つていたのである。とくに、村のライオットの間に立ちまじりつつ地代徴収業務を遂行した(1)～(3)の部分は重要なので、当時の慣習に従つて、トシル組織もしくはトシル制(Tahsil Establishment)と呼ぶにふさわしい。トシル組織の中心にいるのは、いうまでもなく、支配人と地代徴収人である。

それでは、トシル組織はいかなる性格を持つていたか。

まず言ふことは、前節で述べた点の繰り返しになるが、一八世紀の地代徴収業務で重要な地位を占めていたモンセル(村長)^{ムーンセラ}と、パトワーリー(村書記)は、トシル制の下ではもはやいかなる役割も与えられていない、といふことである。むろに、今まで触れなかつたが、一八世紀以来、ザミンダールが村に派遣し、モンドル等の村役人のチョックなどに当たらせた職員として、「ゴマスター」(gomasta, gomastā, 代理人、代表の意。村代官と訳す)がある)と云う者が存在して⁽⁴⁵⁾いた。これらトシル組織の中には姿を見せないのが注目される。ジョショホル(Jessore)県で

は、一八七〇年代までにはゴマスターはほとんど消滅し、^{トシルダール}⁽⁴⁶⁾地代徴収人に同化吸收されてしまった、と報告されているが、ダッカ地方でも同様のことが生じたと考えてよいのではないか。これから実証されるべき仮説としてではあるが、村落の側でモンドル、パトワーリーといった村役人の力が衰えるのに合わせて、ザミンダールの經營機構の側ではゴマスターの役割が縮小し、經營機構の再編の結果、トシル制が登場した、という見通しを提示しておきたい。そしてトシル制が確立した時には、モンドルの地代徴収機能やパトワーリーの記録作成機能はトシル組織、すなわちザミンダールの側に移っていたというふうに考えたい。第一節で言及した地代徴収機構のザミンダールの下への集中化もしくは一元化というのは、具体的には、右のようなモンドル制からトシル制への移行をさしているのである。

次に、給与の形態という側面からトシル制の特徴を見ておこう。第二節に掲げた表から明らかのように、一般的に言つて、一九世紀末の職員は貨幣で給与を支払われていた。ところが、少なくとも一九世紀初頭までは、上級の職員が貨幣の給与を受けていたのに対し、歩兵、歩兵隊長のような下級職員は、土地だけか（地代支払免除地を与えられる）、土地と貨幣の両方かで報酬を受けていることが知られている。⁽⁴⁷⁾もちろん、一九世紀末においても土地で報酬を支払った例は少數あり、例えば、モイモンシン県のジョゴト・キショール・アチャルジョ・エステー（Jagat Kishore Achariya's Estate）では職員は地代支払免除地を与えられていた。⁽⁴⁸⁾しかし、一般的の趨勢は、職員の地位に関りなく、貨幣で報酬を与える方向にあつたのである。一八世紀及び一九世紀初頭にザミンダールが歩兵等に土地を給付していたという事実は、封建的主従関係に類似した関係が両者の間に存在したことを探測させるであろう。また給付地を与えた歩兵等は在地性を強く持つていたに違いないし、そのような歩兵を多数配置することや、ザミンダールは在地社会に食い込んでいたとも考えられる。この点に関して一八世紀ベンガルの研究者による明確な見解がまだ示され

でいないので、性急に結論を出すことは慎まなければならないが、下級職員への土地給付の停止は、モンドル制の衰退と並んで、ザミンダールの地所經營機構、ひいてはザミンダールと在地社会との関係の変質の指標として重視すべきであると思われる。

第三に注目しておきたいのは、すでに指摘したように、トシル組織の構成員のうち約半分が従卒⁽⁴⁹⁾、従卒隊長などからなっていた点である。彼らはライオット支配のための実力装置であった。

一八世紀のザミンダールは、軍役及び治安維持の義務をムガル政府に対しても負っていたこともあって、厖大な職員を抱えていた⁽⁵⁰⁾。その大部分はコトワル (kotwāl)、パイク (paik) などと呼ばれる村に置かれた歩兵であった。しかし永代定額査定実施後の大変動期に、地租を滞納して競売された地所を購入した、新しいザミンダールの經營機構は、これよりずっと少ない人員からなっていた。谷口氏の推定によれば、半分を遙かに下回っていたことである⁽⁵¹⁾。谷口氏はさらに、北ベンガルのディナジブル・エステートがこの大変動期に分割して競売に付された後、一九世紀初頭にどのような經營組織が採用されたか、についても報告している。それによれば、地代徵收額六、三〇〇ルピーーといふ小部分を購入した新ザミンダールは二四人の職員からなる經營機構を持ち（内二〇名は村兵、歩兵の類）、また、旧領地の一部をかろうじて維持したディナジブルのザミンダールは、地代徵收額九六、五八二ルピーーの一つのパルガナを經營するのに二七四名の職員を抱えていた（内二六一名は村兵、歩兵の類）。一九世紀初頭の地所と一九世紀末葉の地所との規模を比較する尺度として地代徵收額が妥当であるかどうかは若干問題がある。しかしあえて比較してみると、前者は第二節で検討したビンドゥ・バシニ・ゴッシャミ・エステートと、後者はハトウリア・エステートもしくはダンクラ・エステートのモイモンシン県側とほぼ同規模といえる。ところがゴッシャミ、ハトウリア、ダンク

ラの職員数はそれぞれ一〇人、六九人、一二二人にすぎなかつた。一八世紀に較べ半減したといわれる一九世紀初頭の時点から一九世紀末葉までの間に、さらに人員の減少が見られたといってよさそうである。そしてこの減少は何よりもバイクやコトワルなどの実力部隊の削減によって実現されたのである。

このことはザミンダールがライオットを支配するのに（また他のザミンダールに対抗するのに）、自前の実力装置に依存する度合が徐々に低下して行つたことを意味するであろう。一九世紀ベンガル社会史の研究は、一九世紀半ばまでに「ラティヤリズム」*lathiyyalism* の時代は終つたと言つている。⁽⁵²⁾ 「ラティヤリズム」というのは、ザミンダールが紛争を大勢の「ラティヤル」*lāthiyāl*（ラティヤル lāthī= 棍棒を使う者）即ち用心棒を動員した暴力沙汰で解決しようとする傾向をいうのであるが、植民地行政機構が整備されるに連れてそのような私闘の必要性はなくなつたというのである。地所経営機構の人的構成の変化は一応この見方を裏付けているかに見える。しかしここで強調しておきたいのは、むしろ、そのような変化の後においてさえ、職員の約半分が従卒などからなつていたという事実の方である。上からの植民地行政機構の整備はたしかに大規模な衝突に備える必要を減らし、地所内の治安維持の仕事からザミンダールをかなり解放したかもしれないが、地代徵収など日常的な地所経営業務における暴力の行使まで代位することではなく、ザミンダールのライオット支配の暴力的性格は長く残存した。⁽⁵³⁾ 一九世紀末の報告は従卒の仕事を次のように描いている。

そして「地代を」滞納した借地人「＝ライオット」は反抗的な者と支払能力のない者の二種類に分けられた。支払能力のない者は三〇〇ペーセント位の利子を課すると脅して放免する。反抗的な者は普通所謂従卒のモホシリ〔mahaśil. 徵収、取立ての意〕という目に遭わせられる。これは彼らが支払うまでの間のある種の自由の束縛の

ことである。⁽⁵⁵⁾

ここで上点な言葉遣いで説明されている「従卒のモホシル」なるものは、ザミンダールの事務所の倉庫や小部屋にライオットを監禁することを指しているのであらう。それは昔からザミンダールがライオット対して使って来た最も一般的かつ有効な武器であった。このほか、ザミンダールの中で冷酷なものは放火、殺人などの手段に訴えることもあつたことは、よく知られている。植民地刑法はこれら全てを禁じていたが無力であつた。もちろんライオットはこのような暴力的支配に対し粘り強く抵抗したのであるが、それは本稿の範囲を越える問題である。ここでは、フォリド・ブル県に勤務していたイギリス人官僚ビートソン・ベル (Beatson-Bell) の、「[大ザミンダールは] 無法者の職員を雇っているが、彼らは殺されて当然の人間で、事実殺されてゐるのだ」という言葉を紹介するに止めよう。

(なお、右に述べてきた所を従卒(歩兵)制度に即して言い直せば、この制度は、一八世紀から一九世紀にかけて、土地給付の停止及び人数の大幅な削減という二点で、大きな転換を経験したということにならう。)

トシル制に関して最後に指摘しておきたいのは、右の第三の論点と関連するのであるが、植民地国家機構によつて外部から強力に支持されてゐることである。その結果従卒の削減が可能になったと考えられる。ダッカ・ナワーブ家エステートやハトウリア・エステートが法律問題専門の部局を持ち、ビンドゥ・バシニ・ゴッシャミ・エステートのような地代徵収額わずか六千ルピー余の小規模エステートでさえ事務弁護士を常時契約していた事実は、一九世紀末の地所經營にとって植民地国家の司法機構がいかに重要な位置を占めていたか、まさもざと物語つている。⁽⁵⁶⁾ザミンダールは多くの地代訴訟や刑事訴訟をライオットに対しておこしたが、その中にはライオットを脅したり破滅させたりすることだけを目的としたものさえ含まれていたことはよく知られている通りである。

さらに、ライオットの抵抗がザミンダールの徒卒や裁判戦術ではおさえられなく強くなると、警察力が出動した。バコルゴンジ県のベムナ・エステート (Banna Estate) は隣する報告は次のように述べてゐる。

……バムナ・エステートは本県で一番治安の悪い地域として悪名が高い。借地人「ライオット」の地主「ザミンダール」の間の平穏を維持するために、二月まで一七年の間、この地所に絶えず警察増援隊 (Additional Police Force) を配置しなければならなかつた。⁽⁵⁷⁾

一七年というのは随分長い期間である。ザミンダールはこの費用として政府に年六〇〇ルピー支払わなければならなかつたが、地所經營費全体から見ればそれは取るに足りない金額であつたろう。この例に見られるように、ザミンダールの地所經營機構と植民地国家の警察組織とは、時に公然と癒着してしまつたのである。そして、それでも救えないザミンダールには後見裁判所の門が開かれていた訳である。⁽⁵⁸⁾

以上、非常に大まかな粗描でしかないものではあるが、トシル制の特質を、歴史的ペースペクティヴの中に置きいつ、検討した。その結果、トシル制の成立はたしかに地代徵收機構のザミンダールの下への一元化を告げるものであり、ザミンダールの力の前進を意味してはいたが、その反面、ザミンダールと在地社会を結びつけていた伝統的な紐帶のいくつか——村落制度、土地を給付された從卒^(ビオン)——は決定的に弱まつてしまつたことを明らかにし得たと思う。(ザミンダールと在地社会の関係は、宗教、カースト制、市場など種々の要因に規定されており、その全てが弱まつたわけでは勿論ないが、地所經營機構に直接関連する要因に関する限りこう言つてよいと思われる)⁽⁵⁹⁾。弱体化した側面は、一つには、充実しつつあつた植民地行政機構に依存することで補われたのであるが、それと同時にザミンダールはトシル組織の職員に在地の有力層を任命し、彼らを抱きいむことによつて、血筋の足場を強化しようとしていた。

次節では、職員にどのような階層が雇われたのか、トシル組織職員の出自の問題を扱いたい。

三、トシル組織職員の出自

(1) 出自に関する五組の史料

本節ではトシル組織の職員の社会的出自に関する五組の史料を検討する。

第一は、後見庁の記録である。それは地所經營に関する情報の宝庫であるが、残念なことに、後見庁の管理下に入れる前の經營体制を職員の出自まで判明するほど詳細に記した記録は稀れにしか見つからない。そのわずかな例の一つが、前に表示したビンドゥ・ベシニ・ゴッシャミ・エステートの經營機構である。そこでは、上級のトシル職員、即ち支配人、会計係は、ヒンドゥーの上位三カーストに數えられるブラフマン（及び恐らくカヤスト）であることを指摘した。地所の經營を引受けた後に後見庁が採用した經營組織に関する史料は豊富である。以前からの職員が再任されることがよくあったから、これらの史料も全く無価値という訳ではない。多くの例の中から一つだけ挙げておこう。表5に示したのは、バコルゴンジ県のマドブパシャ・エステート（Madhabpasa Estate）を構成する地区のうちの一つの組織である。六名の職員のカースト構成は、ブラフマン三名（ムカジーとガシャル）、ボイッダ（Vaidya）一名（ジョン）、カヤスト一名（ボシニア）、不明一名（ロイ）となって、六名中五名までがヒンドゥー上位三カーストの紳士である。この地区には当然徒卒が数人いたが、彼らの名前については全く言及がない。これは決してマドブパ

表5 マドバパシャ・エステートのマドバパシャ地区の職員名

| 職名 | 職員の名前 | 月給 Rs. |
|-------|-----------------------|-----------|
| 地代徵収人 | B.M. ムカジー (Mukherjea) | 25 |
| 帳簿係長 | K.K. ムカジー (Mukherjea) | 12 |
| 帳簿係 | S.C. ゴシャル (Ghosal) | 10 |
| " | S.C. ボシュ (Bose) | 10 |
| " | D.N. ロイ (Roy) | 10 |
| " | N. シエン (Sen) | 8 |

(出所) 'Copy, with the Copy of the List, Submitted to the Commissioner of the Dacca Division with reference to his No. 119 M.R., dated 20 April 1904,' No. 1254 W, BOR-W, File No. 77 of 1904.

シャ・エステートだけの現象ではなく、私が見た後見序記録全てについていえることである。このことは従卒ビヨンなどが郷紳とははつきり区別された社会層——中・下位カーストのヒンドゥー、ムスリムなど——の出身だったことを間接的に示していくように思われる。

第二番目に一八七〇年代に発表された一論文を検討しよう。この論考はこの時代のベンガル農村に関し沢山の興味深い事実を記録しているが、ザミンダールの職員について次のような指摘をしている。

通例彼ら〔ザミンダールの職員アムラ〕は村のライオットと同じ階級の出で、自分自身耕作者である。だから、よくあることなのだが、彼らの手にある地片がたまたま村で最良のものだとしても、驚くには当らない。彼らは眞面目に「ザミンダールの」仕事をすると、野良で実際に労働できなくなる。他のライオットで彼らのために土地を耕す者に対し、彼らは報酬を支払うことになつてはいるが、うまくただでやらせてしまふということが、実に頻繁に起る。それに彼らは、入用な時に賄賂(gratification)の申し出を引出す技を全然知らないというわけではないのだ。この記述によれば、ザミンダールの職員は「自分自身耕作者である」というライオット階級の出身であった。ただし、彼はライオットとはいっても、村

で一番よい土地を保有しているばかりでなく、他の村民の労働を無償で徴用できるほどのきく、有力ライオットであった。この報告者はザミンダールの職員の全てが耕作者階級の出自だと取れるように書いているが、そうすると、この記述は最初に検討した後見序記録の示唆するところと矛盾する」となる。

第三番目の史料は、モイモンシン県の極く小さな政府直轄エステート (Government Estate) に関するものである。ここでは次のようにして職員が選任された。

〔地代徴収人には〕アブドゥル・カリム・チョウドゥリ (Abdul Karim Chowdhry) という名で、本地所に住む名望あるライオットが任命された。彼は地所の事情に精通し、政府の下でいくつの中間的土地保有権 (tenures) を保有し、保証金として五〇〇ルピーを現金で支払った……。

ダクラ (dakrā) としては、耕作ライオットの地位の地元の人間が、地代徴収人の下に月給五ルピーで任命されるであろう。彼はペトワーリーのあらゆる任務を遂行できる……。⁽⁶⁾

この政府直轄エステートで地代徴収人に任命されたのは、アブドゥル・カリム・チョウドゥリというムスリムのライオットであった。彼は地所の中に住み、「地所の事情に精通した」在地の人間であった。そして、彼が単なるライオットでなかつたことは、「チョウドゥリ」というベンガルの地主が好んで使う「ダクル」⁽⁷⁾ 称号を持っていたこと、「政府の下でいくつかの中間的土地保有権を保有し」ていたこと、及び、五〇〇ルピーもの保証金を現金で支払っていることから、容易に知られる。彼はおそらく成功したライオットで、中間的土地区有権を購入することによって、ライオットから中間的保有権者の地位へと社会的に上昇しつつある、ライオットと中間的土地区有権者との間の中間的存在だったのであろう。なお、これとは対照的に、ペトワーリー（村書記）の職務を遂行するときれる「ダクラ」は「耕作ライオ

「トの地位の地元の人間」から選ばれると明記されたのは興味深い。

地代徴収人の出自についてはもう一つ史料を挙げたいがである。それはモイセンシン県のイッショルガンジ (Iswarganj)・タナのラムガベルパル・ハベトーム (Rangopalpore Estate) ハリウコナル・ハステート (Gouripore Estate) の両方に仕えていた一人の地代徴収人に關するものである。⁽⁶²⁾ この地代徴収人はヒリム・シヨルカル (Elim Sarkar) といつた。彼はラムガベルパルのザミンダールであるカン・キムル・ライチョウダウ (Kashi Kishore Rai Chaudhri) ハリウコナルのザミンダールであるラムチャンドラ・カシ・カシ・チャウドヒ (Bisheswari Chaudrani) の一人に屬すと、自分が生れたラムチャンドラ・カシ・カシ・チャウドヒ (Ramchandranagar) 村の地代徴収人に任命された。ところが、二人のザミンダールが彼も含めたライオットの地代を引き上げ、さらに付加徴収を取り立てようとしたので、彼はそれに反対して、土地のライオットが組織した一揆に加わった。⁽⁶³⁾ 二人のザミンダールはこの反抗的な地代徴収人を馘にした。この一揆を調査した係官は、ヒリム・シヨルカルの経済状態について次のように報告している。

ヒリム・シヨルカル。モイモンシン・ペルガナ、イッショルガンジ・タナ、ラムチャンドラ・カルのマガメム・アイアブ (Mahomed Ajab) の息子。ビシュッショリ・チャウドヒーとカシ・キシヨル氏のライオット。

屋敷地八コッタ〔面積の単位〕、土盛りした私有地 zirat bhti 一一ゼコッタ、水田八アラ〔面積の単位〕八コッタ、合計九アラ三コッタを保有。水田は三つの等級からなり、〔地代率は〕一アラにつき一等地一ルピー一ハアナ、二等地二ルピー、三等地一ルピー一一アナ。屋敷地と土盛りした私有地の地代率はそれぞれ四ルピー二ルピー一ハアナ。ベンガル暦一二六一年〔西暦一八五四—五年〕以来上記の土地を保有し、ベンガル暦一二六

一年から一二八八年〔西暦一八八一—一八二年〕まで、彼の側からもザミンダールの側からも何の異議も出ることなく、三一ルピー八アナの地代を支払ってきた。「彼の方は一揆後の」今でも同額の地代を支払う氣があるが、ザミンダールは地代として五五ルピー、^{ブジョ}祭礼の賦課金として「地代額」一ルピーにつき四アナ、「滯納地代の」利子として一ルピーにつき四アナ欲しがつていて。⁽⁶³⁾

ラムゴパルプルでは一アラは約一・六エーカーに相当していたから、エリム・ショルカルの水田は約一三・五エーカーであったことになる。ベンガルでライオット一家族が生活するのに必要とされるいわゆる経済的保有地は五エーカーである。その二・七倍の水田を保有していたエリム・ショルカルはライオット上層に属していたと言つてよからう。

「ショルカル Sarkar」という称号^{タイトル}を有していることもそれを裏付ける。「ショルカル」という語は、執事、地租徵收人、書記その他幅広い職業を指すが、ヒンドゥー、ムスリムを問わず、読み書きのできる名望ある人間が名乗る称号として使われた。また、この事例からは在地の地代徵收人^{トシルダール}とザミンダールとの関係の微妙さが看取されて興味深い。

最後に取り上げる史料は、バコルゴンジ県南部のモリチュボニア (Marichbonia) 地区にある一群の地所のザミンダールたちが、ライオットを不适当に圧迫した事件の調査報告書である。この地区のライオットはザミンダールの搾取に対して一揆を結成して立向かったものの、連携したザミンダールたちの力の前に完敗を喫し、報復にさらされた。次にやや長く引用するのは、用心深いザミンダールたちが、トシル組織の歩兵頭などの下級の職を有力ライオットの間にばらまき、彼らを抱き込んで、勝利を不動のものにしようとしていることを述べた部分である。

彼らの勢力と威信が安泰であるように、そして、借地人たち「ライオット」がこれ以上彼らに対し連合する可能性を摘んでしまったために、所有者たち (maliks) 「ザミンダールのこと」は一番有力な借地人を歩兵、^{ビアダ}歩兵頭、^{ミルダ}

警護長 (Sikdār)、歩兵隊長、村長 (mātabar, mātabbar) などもいて、首尾よく彼らの職員のなかに引き込んだ。これらの者がたならば、ある種の刑事上の権限を仲間の上に振るうことを許されたり、その他の人たちに対するある種の優位を公認されたりして、誘い込まれたのである。これらの者たちは、誰がどんな違反を犯そうとも、彼を逮捕し、裁きのために所有者の面前に引き立てて来る権限を与えられた。罰金を取り立て、悪事を働いたものを懲らしめるのが、これらの男の義務となつた。要するに彼らは、その地域に配置された懲罰警察力 (punitive police) のようなものになつた。ふつて、実を言えば、これらの職は他の借地人に羨望されるようになり、かくて、ほどなく、有力な借地人はそれらを確保しようと張り合ひ始めた。悪賢い所有者たちはこの機会をつかつての金儲けの種子に変えた。これらの職はある種の競りのようなものにかけられ、一番高い礼金をついた入札者に与えられるようになつた。⁽⁶⁶⁾

この報告には「競り」の実例がいくつか記載されている。

- (1) ベジヤルガナのラッジャブ・ミリダ (Rajjab Mridha, [mridhā または mirdhā の別綴]) は、ミンハッショルの旦那 [=ザーハーダール] に 1110ルピー支払ひて、歩兵頭にしてある。[
- (2) ベジヤルガナのソダイ・ゴーハ (Sodai Ghorani) は、礼金を 1115ルピー支払ひて、ミンハッショルの旦那に村長にしてある。[
- (3) アブル・ホサイン (Abul Hossain) なる者 (故人) は、輿と靴を使用する特権を認めてあるが、歩兵頭にしておられたための証書を獲得するたゞ、ミンハッショルの旦那に 1100ルピー支払わなければならなかつた。
.....

このようにして歩兵(ピアダ)、歩兵頭(ミルダ)、歩兵隊長(ジョマダール)、警護長(シクダール)などは社会である程度の栄誉を獲得し、彼らの職はそのようなものとして認知されるようになったわけである。⁽⁶⁷⁾

以上のような戦術がライオット支配のためにどんなに有効だったか、報告の次の部分が具に伝えている。

これらの男たちの働きを通して所有者たちは借地人たちの社会的及び私的問題でさえ支配した。彼らの許可を得、彼らの耳に入らずには、世間や家族で何事も起り得ないほどであった。所有者たちは、どの男が世間でどの地位を占めるべきか、社交的な集まりでどんな種類の物（莫産かカーペットか、など）に坐るべきか指図したものである。本当に、多額の礼金を払えば払うほど、人は世間で高い地位を得た。だからわれわれは現在、礼金を払つて証書を得た歩兵頭(ムリダ)や歩兵隊長(ジョマダール)や歩兵(バエダ)や村長(マトボル)などが世間で高い有力な地位を占めているのを見るのである。

こうした社会的優遇のほかに、これらの男はもう一つの魅力にひきつけられてもいた——彼らはライオットから集めたほとんどあらゆる種類の附加徵収(アブワーフ)について取分を与えられていたのである。それゆえに、これらの男は所有者のどんな命令でもいつでもよろこんで実行した。このように、所有者たちのもぐるみは想像もつかないほどの成功をおさめたことが分かるのである。⁽⁶⁸⁾

長い引用になつたけれども、ライオットの一揆を何とか鎮圧したモリチュボニア地区のザミンダールたちは、この苦い経験からライオット上層部の重要な地位を学んだ。そこで、「一番有力な借地人」を歩兵頭(ミルダ・ジョマダール)、歩兵(バエダ)、村長(マトボル)、警護長(シクダール)に任命し、彼らに社会的特権を与えたり、様々な附加徵収の分け前にあずからせたりすることによって、彼らを味方につけようとしたのである。この「もくろみ」は成功した。ライオット出身で、仲間のライオットの事情を熟知している彼らを操ることによって、ザミンダールたちはライオットの間の社会関係ばかりでなく、個人的事情——例えば報

告の別の箇所には結婚に対するザミンダールの干渉が触れられてゐる——すら支配するに至つた。

この報告は、ライオットがザミンダールに屈した直後といういわば異常な状況を背景に書かれたものである。平常時の他の地域でも、この報告のように、ザミンダールがライオットに対して大きな力を振るつたのか、また、「競り」で職員を選ぶようないふが一般的だったのか、疑問なしとしない。しかし、歩兵頭などが有力ライオットの間から選ばれるのは大いにありえたといふのようと思われる。

右の引用文には歩兵頭などの職を競りおとしたライオットの名があがつてゐるが、省略した二人も含めて整理してみると、次のようになる。

歩兵頭——ラッジャブ・ムリダ (Rajjab Mridha) (価格 1110ルピー)、カリマッディ (Kalmaddi) (価格 80ルピー)

一)。

歩兵頭——ソダイ・ハマ (Sodai Ghorani) (価格 1115ルピー)、アブル・ホサイン (Abul Hossain) (価

格 300ルピー)。

村長——ソダイ・ハマ (Sodai Ghorani) (価格 1115ルピー)。

一看して明らかになように郷紳階級の名が一つも含まれていないのが特徴的である。しかしそれ以上のいふいふの姓名から引き出すのはむずかしい。一つ一つ名前を検討してみると、まずカラビバウのは、家を建てる職業名がそのまま姓となつたものである。カーストは一定せず、指定カースト、指定部族、一般農耕カーストのいずれでもある。(7)ただし、東ベンガルでは指定カースト・指定部族と一般農耕カーストとの相違が余り大きくなないこと考慮すべきである。他の者についてはこれよりひと段漠然としたことしか分からぬが、ムリダは以前から歩兵頭 (mr-

dha, mirdha) だった者がその職名を称号^(タイトル)に用いたものであろう。この称号^(タイトル)は、土地を集積するにつれてムリダからチヨウダウリ^(タイトル)へ称号^(タイトル)を変えた例があることから分かるように、非常に respectable とこうわけではなかつた。カーンは名望あるムスリムであることを示唆するが、それ以上のことは不明である。残る二人については残念ながらムスリムであることしか分からぬ。報告で「一番有力な借地人」とされてゐる人たちがどのような階層であったのか、この不完全な手懸りから推測するしかないのであるが、かなり多額の金を支払つてゐることを重視して、富裕なムスリム・ヒンドゥー双方のライオットであつたと考えておこう。一般的の歩兵^(ピアダ)の事例はあがつていなければ、歩兵隊長^(ショーマダール)、歩兵頭^(ドーベン)になつてゐる富裕なライオットよりも下位に位置する一般ライオットだとみなすのが、穏当な見方のように思われる所以、そのように推測しておきたい。

以上に検討した五組の史料がトシル職員の社会的出自について示唆するところは必ずしも一致せず、矛盾する部分を含んでゐる。最終的に結論を出すためには、もっと多くの事例を集め必要があらう。しかし、当面、次のように考えておいてもそれほど外れにはならないのではないかと思われる。

- (1) 歩兵や徒卒 (ピアダ・ペエダやピオン) は一般耕作ライオットの中から選ばれた。
- (2) 彼らの隊長 (ジョマダール、ミルダ) が置かれる場合は、上層ライオット出自の者がこれにあてられた。
- (3) 帳簿係など事務員はヒンドゥーの上位三カースト (バラモン、ボイッド、カヤスト) の郷紳^(ボジドロハ)出自である。
- (4) 地代徵^(トシルダール)取人の性格は複雑である。彼らの中には上層ライオット出自の者と郷紳階級出自の者との系譜が認められる。それぞれの地域の実情に応じて使い分けられたのではないか、と思われる。
- (5) 支配^(ナフ)人は郷紳階級出自である。(地代徵^(トシルダール)取人のように上層ライオット出自の者も含んでゐるか否かは、もう少

し事例を集めてみなければ分からぬ⁽⁷²⁾。

(2) トシル組織と農村の諸階層

右に簡単に検討した職員の出自が示唆しているように、トシル組織は農村の社会構造にある程度まで対応した構成をもつていた。本節では一八七〇年代初めに作成されたフォリドプル県の土地制度に関する報告に依拠して、東ベンガル農村の構造を土地に対する権益に即して分析し、トシル組織の職員が農村社会全体の中でのよう位置づけられるのが、検討してみたい。

すでによく知られているように、東ベンガルにおいては、一九世紀末となると、土地に対する権利が幾重にも重層化し、複雑な土地制度が成立するに至っていた。報告の作成者B・M・ラハはフォリドプル県の土地権益の所有者もしくは保有者を上位から順に次のよう整理している。⁽⁷³⁾

ザミニンダーリル

ペトニダール〔pattanidār. ペトニヒュラ土地権益の保有者。ペトニはザミニンダーリーに準ずる強固な永代的借地権のこと〕

タルクダール〔talukdar. タルクという土地権益の保有者。タルクは永代定額地租査定以前から存在している中間的土地保有権（所有権をさす場合もあるが）には除外する）で譲渡と相続が可能である。〕

ジョトダール (jotdār)

ハオラダール (haolādār)

第一段階のジョトダール

第三段階のジョトダール

もちろん実際の土地制度はこれよりはるかに複雑であつて、右のほかにも重要な土地権益として、イジャラ (ijara) といふ定期借地権やプロンモットル (brahmottar) などと呼ばれる地代免除地があり、また、第一、第三段階のジョトダールの下にはベルガダール (bargadar) という刈分小作人が存在していた。また、ペトニ、ハオラ、イジャラは内部がさらに二分化して三段階に重層化していくのも稀ではなかつたし、ジョトやハオラと類似の権益としてミラム (mirām) もかみラシヤ・ベオラ (mirās hatolā) もこうるものもあつた。いのように複雑な現実をラハは右のように整理してみせたわけである。⁽⁷⁴⁾

さて、ラへの報告をよく読むと、彼は七段階に整理した土地権益をさらに二つのグループに分けていることが分かる。第一はザミニンダーリーとペトニである。ペトニは極めて強い永代借地権であった。⁽⁷⁵⁾ ラへの説明するところによれば、もともとアオリドバル県ではペトニはザミニンダールがヨーロッパ人の監プランターに与えていたものであるが、その後、ペトニとその上に存在するザミニンダーリーとを一組にして有力ザミニンダールが購入する傾向がはつきりしてきていた。例えば、ハベリ (Haveli) のザミニンダーリーは監プランターのC・M・ヘンター・アンド・ブロイ会社にペトニで貸出されたが、後にパイクペト (Paikpara) のザミニンダールがハベリのザミニンダーリーとペトニと一緒に購入した。ザミニンダーリーとペトニは、土地権益の重層構造の中で隣接する位置を占めていたばかりでなく、売買を通じて現実に融合する方向にあつた訳である。

第一のグループにはタルクとジョトとハオラの三つが入れられている。いずれも譲渡と相続が可能な中間的土地保

有権で、法律上の権利内容には大きな差がなかった。しかし、タルクは時に數カ村全体を包みこむほどの規模に達するいとがあるといふ点で、より小規模なジョトと異っていた。また、ジョトとハウラの起源は、開墾に際して請負人に授与された権利にあるとされていた。⁽⁷⁶⁾ 第三番目のグループは、第二及び第三段階のジョトである。このタイプのジョトダールは村に代々住みついているライオットに相当していた。ジョトは居住地、菜園、果樹園、田圃を含むライオット保有地であった。

これらの土地権益保（所）有者の中でラハが最も詳細な説明を与えていたのは、第一段階のジョトダールについてである。なぜなら、数の上で、第一段階のジョトが、第一、第三段階のジョトすなわちライオット保有地の上に存在する上位の各種土地権益の大部分を占めていたばかりでなく、第一段階のジョトダールが極めて有力な社会層を形成していたからである。彼らについてラハは次のように述べている。

〔第一段階〕のジョトダールは「土地を」又貸しし、時に使用人（servants）を雇つて彼らの保有地の一部を耕作する。多くのジョトダールはまた他の職業も持つ、政府に勤務するものもある。彼らはしばしば中間層（the middle class of people）に属し、少數の者は裕福なライオットである。概してフォーリドナルのジョトダールは極めて強大な階級を形成し、ザミンダールに反対する傾向を有し、容易にはザミンダールの足下に屈せしめられない。彼らの一揆（combination）はブシナ（Bhusna）のザミンダーリー〔地所〕を破滅させた。彼らは県の他の地域でもたびたび首尾よく地主を完敗させた。私は、ついで一例として、チウダラシ（Choudarasi）のベブー・ラジウ・ハンドロ・チャンドロ・ラヤ（Babu Rajendro Chandra Rai）のケースを述べておこう。彼はハヴァイ（Havill）のザミンダーリーの一部をペニード借り、ジョトダールたちに地代の増額を要求した。それは、

ジョトダールたちが強力な一揆を結成し、彼の要求に抵抗するという結果をまねいた。今のところバーバー「ライの」とは目的を達するのに成功していない。多分決して成功することはないだらう。⁽⁷⁸⁾
 また、ジョトダールほど数は多くないが、同じような性格を持つとされるハオラダールに関するラハの報告は次のようになっている。

ジョシヨホル〔県名〕及びバコルゴンジ〔県名〕の南と同様にフォリドプルの南部には、ジョトのように永代的⁽⁷⁹⁾（istamrāji）なハオラと呼ばれる土地保有権があり、その保有者は中間層及びライオット階層双方の出である。このようにラハは、ジョトダールの多くは「中間層」——すなわちヒンドゥー上位三カーストの紳士⁽⁸⁰⁾を主体とする階層——、一部は上層ライオットの出であり、ハオラダールは中間層とライオットの混合体であるとし、特にジョトダールをザミンダールに対抗する強大な社会層として描いているわけである。

さて、以上のような農村の諸階層とトシル組織との関連であるが、トシル組織の上級職員（支配人、地代徵收人、帳簿係等）、とくに地代徵收人は、それがザミンダールの対抗勢力としての性格を持つとラハによつて描かれているにもかかわらず、右のジョトダール＝ハオラダール階層から選ばれたと考えたいと思う。それは一つには、ラハの報告に、ジョトダールには政府の職員など他の職に就く者が多いと述べられているからである。一九世紀のベンガル農村部では、政府関係と並んでザミンダールの事務所⁽⁸¹⁾が管理、事務関係の職場として重要であった。ジョトダールが従事していた職業の中にはは当然トシル組織の職員が入つていたと考えられるのである。また第二に、ジョトダール＝ハオラダール階層と前節で検討した地代徵收人の出身階層とが、ともに紳士⁽⁸²⁾と上層ライオットの双方を含んでいることも見逃せない点である。地代徵收人が主としてジョトダール＝ハオラダール階層から採用されたために、このよう

な一致が見られるのではなかろうか。

また、従卒、歩兵（ピオン、ピアダ）は一般耕作ライオットの出自と先に推定しておいたが、彼らはラハの整理では第一、第三段階のジョトダールに相当することになる。従卒頭^(ミルダ)や従卒隊長^(シヨマダール)は難しいけれども、一応、暫定的に第二、第三段階のジョトダールの上層もしくは第一段階のジョトダール・ハオラダールのライオット的性格を持った部分に対応すると見ておきたいと思う。

要するに、ザミンダールは、一方では、農村社会の極めて強力な勢力であるジョトダール・ハオラダール階層をトル組織の上級職員、とくに地代徵收で中軸的な役割を果す地代徵收人に任ずることによって、この階層と手を握り、他方では、ライオットの一部を従卒などの下級職員にすることを通じて、ライオット層を取り込み、在地社会を掌握しようとしたのである。

といひや、ベンガル近代史研究は右の結論と一見矛盾するような事実を明らかにしているので、最後にこの点について一言しておきたい。一九世紀ベンガルの農民運動の研究は、一八七〇年代をピークに東ベンガルを覆った農民運動の指導層がトル組織の構成者とほぼ同じ階層に属することを明らかにしている。一、二例を挙げるならば、有名なペーナ（Pabna）県の地代一揆においては、在地の郷紳^(ボドロゴ)と同盟した富裕なライオットが指導権を取っていたとされ、また、バコルナンジ県の広大な政府直轄エステート・トウシカリ（Tushkhali）で、地代引き上げに反対し、さらに地代を永代的に固定することさえ要求する一揆を組織したのは、mazuls（語義不明）、オショト・タルクダール（osat talukdar、タルクダールの一段下に位置する中間的土地保有権者）、及びハオラダールであった⁽⁸³⁾。また、ラハの報告がジョトダールをザミンダールに対立する存在として捉えているのは先に引用した通りである。しかし、それと同時

に、これまでの研究が、農民運動の指導者の中には、ザミンダールに職員として雇われた経験のある者が存在することを明らかにしているのを見逃すことはできない。最も顕著な例は、パブナ地代一揆の指導者で、ライオットから「副王 Deputy Raja」^{トトロ}と呼ばれていたショーンブナト・ペール Sambhunāth Pal である。彼はパブナのザミンダールの中で一番苦難であるとして悪名の高かつたバナージー家の元職員であった。⁽⁸⁴⁾ また、地代徵收人^{トシルダール}でありながら農民一揆に参加したエリム・ショルカルの例や、その逆に農民一揆に加わった上層ライオットが後にザミンダールの職員に採用された例があることは、本稿において既に見たところである。これらの事実は、ジョトダール＝ハオラダール階層と呼んできたところの階層が、階級的に二面的性格を持つていたことを示唆しているように思われる。彼らはいわば諸刃の剣であり、ある時はザミンダールの敵となり、またある時はライオットの敵となるのである。

おわりに

本稿においては、まずザミンダールの地所經營機構、とくに地代徵收機構の一八世紀以降の変遷を概観し、次いで一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方の地所經營機構のいくつかの事例を検討しながら、この時期におけるザミンダールと在地社会の関係を探つた。そのなかで、地代徵收機構は一八世紀のモンドル（村長）^{むらのおさ}制ともいうべき体制から変質し、一九世紀末までには、本稿でトシル制と呼んだところのものへの移行を完了していたことを明らかにした。この移行はベンガルの村落自治制度の凋落、中央集権的な植民地行政機構の浸透などによつて惹き起こされたものであつた。こうして成立するトシル制の特質は、①モンドル（村長）とそれに対応するゴマスター（村代官）が姿を消し、

地代徵收機構がザミンダールの下に一元化した、②下級職員への土地給付が廢され、貨幣による給与支給が一般化した、③従卒等の実力裝置の數は一八世紀あるいは一九世紀初頭に較べ削減されたとはいいうものの、なおトシル組織の職員の半数を占め、ライオット支配の暴力的性格が根強く残存した、④植民地國家の行政機構、とくに司法・警察機構によって外部から強力に掩護されていた、という四点に求められた。そして最後に、トシル組織の職員が在地社会のどの階層の出自かを検討して、その中枢部分は一八七〇年代のフォリードプル県でジョトダール、ハオラダールと呼ばれたような階層の出自であるとの結論を得、ザミンダールと在地有力層との間の対立といふよりは癒着の相を強調したのであつた。

ここで問題になるのは、^{トシルダール}地代徵收人や^{ナエフ}支配人がジョトダール・ハオラダール階層の出自であるとするならば、モンドル（村長）はいかなる社会層として捉えるべきか、そして、モンドルといふ職名の背後に或る一定の社会層を想定し得るとして、その社会層とジョトダール・ハオラダール階層との社会經濟史的に見た性格の相違はどこにあるか、という点であろう。これらの問い合わせによつて、本稿でモンドル制からトシル制へといふかたちで制度的におさえたザミンダールの地代徵收の方法あるいは在地支配のあり方の変化を、より深い次元で把え直すことが可能になるであろう。

しかし残念ながら、現在のベンガル史研究では、モンドルという職名が社会層と等置されて使われるのが一般的であるし、またジョトダールと言ひモンドルと言つても、両者の比較を可能にするような經營の詳細まではなかなかつかめないというのが実情である。本稿もそのような限界の枠内の作業なのであって、ザミンダールの側から在地社会を見る視点を取りつゝ、村落自治制度を媒介とする地代徵收機構（モンドル制）からそれを媒介としないもの（トシ

ル制）へと変化の道筋を示す」といふので、在地有力層の存在形態にもそれに対応した変化があつたのではない
か、と暗示するに止まつてゐる。

植民地支配期を通じて、ザミンダーリー制も在地の有力層も質的に変化を遂げて行つた、と私は推測してゐる。相
互媒介的に進行したであろう〔の〕二筋の過程を有機的に——単なるザミンダーリーと有力層との対抗関係としてだけでは
なく——説明する史料と論理を見出さのが今後の課題となる。

1 J.B.P., 'Rustic Bengal,' *Calcutta Review*, LIX-117 (1874), p. 197.

2 抽稿「東ベンガル・フォーリンドル県のノノクシャル・ムスクームの研究」『東洋文化研究所紀要』100（一九八六年四月）
[六一・一七]—四頁。

3 抽稿「一九世紀末10世紀初頭のダッカ地方における土地市場の考察——地主制の展開との関連における」『東洋文化
研究所紀要』93（一九八三年一月）及び注2に挙げた「ノノクシャル・ムスクームの研究」を参照された。なお本稿は
わたしが一九八五年三月にカルカッタ大学に提出した Ph. D. 論文 "Agrarian Structure in the Dacca Division of Eastern
Bengal 1870—1905" の第一四章に加筆訂正したものである。

4 前注にあげた Ph. D. 論文で検討したダッカ地方の図1の地所の中でも、全体がペリリ庄やれたといふを確認できたのは
岡田千鶴子 (Nakazato, "Agrarian Structure," p. 319, f.n. 1) の地所はトヘク・ムスクームの所有地であつて、
規模なものである。 (Report on the Wards' and Attached Estates in the Lower Provinces [以下 RWAE], 1879—80,
para. 160).

5 ふくにセイモンシン県の富裕なザミンダールの間で、地所をイシャラに由來のが盛んでいた。彼らは通常5年間を越えな
く、おろそかに長い期間、地所をイシャラに由來のお尋ねしてゐた (W.W. Hunter, A Statistical Account of Bengal, 20 vols.

(London, 1875-77), vol. 5, p. 452)。シムシの不健全な経済形態は一八七〇年代にはすでに衰えた兆しが見せ始めていた、一九一〇年代あたりにはほぼ消滅してしまった。『ヤイヤンシン県志』の興味深い記述を引用しておこう。「現在はそれらの「ヤイヤン」はますます稀になりました。生き残ったものの大半は、ガロ丘陵の近くのシムシ・ペルダナの森の中の村々や、シムシ・ペルダナの森におこる農田や耕地だ」(F.A. Sachse, *Bengal District Gazetteers: Mymensingh* (Calcutta, 1917), p. 105).

6 拙稿「コノクシャル・エスティー」一四四一九、一六七一七〇頁。

~ Ratnalekha Ray, *Change in Bengal Agrarian Society c. 1760-1850* (New Delhi, 1979), pp. 96-7. 高畠綱「米代定額地租査定以前の『一ノターニー』」『東洋學報』四二—一(一九五二) 1月号—長○眞。谷口謙和「英國植民地支配前夜の北緯三十六度半地帶の『一ノターニー』」『近畿支那研究』二四—七(一九七七年四月) 七七頁。Shinkichi Taniguchi, 'The Permanent Settlement in Bengal and the Break-up of the Zamindari of Dinaapur', *The Calcutta Historical Journal*, III-1 (1978), pp. 30, 49.

⁸ 谷口「北ベンガル地方のザミンダール」七三一頁。Ray, *Bengal Agrarian Society*, pp. 44-51.

9
Ibid., pp. 47, 65-7.

¹⁰ ‘Minute of Mr. Shore, dated 18th June 1789,’ para. 242 in *Appendix to the Fifth Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company, 1812–13; P.P., 1812 (37) VII.*

11 Ibid., para. 245.

¹³ 'Mr. Harrington's Report on the Revenue of Seroopore, dated Calcutta, 20th of March 1790,' in *Home Miscellaneous*.

「十八世紀後期ノガルーム北岸ヘラル・ペルガナの個別研究シテ各口割加
11K-1」（一九七九年七月）があ。

14 「タッパ」 (Tappah; tappa, tapā, tape) ゼ、示用大アヒヤムニトシヨウガナ、ペルガナの「塔」 (H.H. Wilson, A

Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc. of British India (London, 1855; reprint ed., Delhi, 1968), p. 510; Sha-

shishekhar Ghosh, *Jamidari Darpan*, 6th ed. (Calcutta, 1923), Parisista, p. 9)° 「タマニ」 (Jowar: joyar) ゼクシ

ト 諸莊園の諸々「塔」 (Ghosh, *Darpan*, p. 8; H. Bandjopadhyay, *Bangiya Sudakos*, vol. 1, p. 1022)°

15 「チャク」 (Chuckla: cākla, caklā) ゼ、日本來、シベリ亞のペルガナを領有する行政単位を指す語である (Wilson's *Glossary*, p. 98)° 「タヒ」 (Tehsil: tahsīl) の語義は地租の徵收である (Wilson's *Glossary*, p. 500)°

16 James Taylor, *A Sketch of the Topography & Statistics of Dacca* (Calcutta, 1840), pp. 160—1. 備註は私が加えた。

17 後尾序の史料に據りて私が検討したダッカ地方の國の理所のハム、ナハムスアーメドニーが地代徵收にあたつたとい
ふが明るかなのは、ナハムンシン原のハムストラ (Sherepore) 〔イギリス領〕だ。ナハムンスアーメドニーによ
る地代徵收は部分的かつ小規模に採用されたにすぎなかつた。収稅官の報告を引用しておき。若干の
村々では、村のヤンマルとペトワーリーにて徵收がなれてゐる。彼らは固定した報酬を与えられてゐる。この費田の總
な数いに於ける村々に導入したにやがなる。」 (Officiating Collector, Mymensingh to Commissioner, Dacca, No. 321G, 24
Apr. 1894, Board of Revenue, Lower Provinces, Land Revenue Department, Wards' and Attached Estates Branch [△
-L BOR-W 576記], File No. 398 of 1892)。この場所はガロ丘陵の近くの後進地域に位置した。ナハムンスアーメドニー
トーハーの制度を比較的容易に復活したのが、歴史へのためである興味ある。

18 *Papers Regarding the Village and Rural Indigenous Agency Employed in Taking the Bengal Census of 1872* (Calcutta, 1873). ルの轄地の大半は、即ちの轄じて単離したる、Hunter, *Statistical Account* & 'Village Officials' の事に據るべし。

19 *Rural Indigenous Agency*, p. 41. たゞ、チャーチンソン県に關しては、「古く村落共同体の村役人たちはチャーチンソン県や外団を除く、死滅してしまった。多くの場所で古くからの名称が残されてはいるが、他の村落共同体の独立した役員たるが、県の新しい活動してこなさねばと思ふ」 (Hunter, *Statistical Account*, vol. 5, p. 453) ふと、解説ある。

20 村役人の制度が衰退してしまったいふだ。 *Rural Indigenous Agency* 以外の虫痴の「論じて認められたいのである。例へば、B・M・ラハ (Raha) せんホーリー・ラクシャー〔正確に訛れば、〕の県にはなかなか村役人も存在してしまつた。昔のカースー、ヒマヤーハーラーなどに、現存しないこと、現在のヤハーラーもあたる、彼の祖先は村の會議 (village councils) や大に尊敬されたのだ。以前の威信と勢力を比べたる況の如きのを保つてゐるがな」 ('District Statistical Account (Furreedpore) by Bhupan Mohan Raha,' *Proceedings of the Government of Bengal, Statistical Department*, Sept. 1873, nos. 35—6) へ報じて、まだ専らかず州方や司法關係の仕事に携つていたと思われる匿名の「ベンガル人の筆者たる、[權利]の財産に課税する事項についてのやハーラーの命令はござりませんが尊重されや、彼の權威は100ペーヤーと號する」と云ふふうに、「The Bengal Peasant,' *The Bengal Magazine*, July 1880, p. 459) と記載擴つた。

21 Offg. Secretary to Government of Bengal in General Deptt. to All Cmrs., Circular No. 22, 16 July 1872 in *Rural Indigenous Agency*, p. 2.

22 Hunter, *Statistical Account*, vol. 3, p. 318.

23 ルの轄地の大半は、村落制度廢却の原因は、必ずしも加えておらずあるが、それが、永代起續地租査定実施後急速に進んだ大きな地所の分割→売却と、度重なる転売の結果、一つの村がお互に對立する複数のチャーハーラーに所

有われるよつになり、村落が統一を失つたふくら事情の考慮に入れるべれども。

24 Ghosh, *Jamidari Darpan*, *Parishiṭa*, p. 9; *Wilson's Glossary*, p. 142.

25 表一の注に回す。

26 各種職員の訳語と説明は、煩瑣にならぬやうに一括記入する。Ramshunker Sen, *Report on the Agricultural Statistics of Jhenida, Magurah, Baghruhat, and Sunderbans, in the District of Jessore, 1872-73* (Calcutta, 1874), pp. xxxvii-viii の翻訳上に依拠しながら、*Wilson's Glossary*; Ghosh, *Jamidari Darpan*; Gnanendramohan Das, *Bāṅgālā Bhāṣār Abhidhān* 参照。書かれてこな。

27 *Wilson's Glossary*, p. 353.

28 指稿「ノーハクシャル・ハクトーム」一大三頁。なお、職名の訳語は不適当といひゆゑいたので、本稿では改めて用い。

29 文書係はハーモハムの間で紛争が起つた時、現地調査をするにあつた (Sen, *Statistics of Jhenida, etc.*, p. xxxvii)。

30 *Wilson's Glossary*, p. 500.

31 Das, *Bāṅgālā Bhāṣār Abhidhān*, p. 979.

32 指稿 'Agrarian Structure,' pp. 257-8 参照。

33 「〔金貸〕の事務所の」会計係はタガダギル (tagadagir) やあるじやむおづ、金貸の資金を集金するのが彼の職務である。金貸しが手伝へ営業してゐる場合は、一団のタガダギルが維持され、彼らは債務者がふるむうけ込み金に加えて、少額の月絆を受け取る」 ('The Bengal Peasant,' *The Bengal Magazine*, Feb.-Mar. 1882, p. 285) よりもむづ、大手の金貸しが擁してゐる債権取り立て要員はタガダギルと當たる、会計担当の職員がタガダギルを兼ねるやうであつた。*Wilson's Glossary*, p. 502 より、タガダギルを「資本家が彼の債権を集金するために任命する者」 と定義してゐる。

34 Sen, *Statistics of Jhenida, etc.*, p. xxxvii.

35 Annual General Report of the Dacca Division [ダッカ] AGR 〔監視〕, 1878—79, para. 129.

36 Offg. Cmrr. Dacca to BOR, No. 235 W, 27 May 1879, BOR-W, File No. 748 of 1878.

37 ダッカ・ヒットーネリ屋の公上の報告書 Offg. Cmrr. Dacca to BOR, No. W/802 A, 4 Feb. 1883, BOR-W, File No. 3326 of 1878 皮筋 RWAE, 1883—84, para. 60 〔448°〕

38 「アダム」とウサム Tapan Raychaudhuri, 'Permanent Settlement in Operation : Bakarganj District, East Bengal,' in *Land Control and Social Structure in Indian History*, ed. Robert Eric Frykenberg, 2nd ed. (New Delhi, 1979), p. 171
参考文献

39 Cllr., Backergunge to Cmrr., Dacca, No. 481 W, 11 Sept. 1903, BOR-W, File No. 735 of 1903.

40 Cllr., Backergunge to Cmrr., Dacca, No. 317 W, 11 July 1893, BOR-W, File No. 124 of 1893.

41 Colonel J. Hodding, *Report on the Dacca Nawab's Family Estates* (Dacca, 1909), p. 4.

42 Ibid., p. 16.

43 Ibid., p. 4.

44 河合明吉氏が「ダッカ最大の地所であるヘルムドン・ヒスターの飛地であるケン」〔ホラッカ州〕に後見官が導入した経営機構としての「河合明吉〔ダッカ〕における後見官の機能」として——十九世纪末、ヘルムドン家の事例——『トシニア研究』111—112(一九八五年)四六一—四七二頁。参照された。

45 高島穂「永代定期地租定以前のダッカ・ダーラン〔トシニア〕」『東洋学報』111—112(一九五九年)105—106頁、同氏「十九世纪初期西ベンガル農村における現代の賦課と徵収——ヒーベルナル貢租文書・田納文書の研究」『半導体大学文学部紀要』18—1(一九七〇年)1月)七九頁。

46 Sen, *Statistics of Jhendia, etc.*, p. xxxviii.

47 「アダム」の地所経営機構と在地社会

57 Cllr., Backergunge to Cmnr. Dacca, No. 444 W, 18 Aug. 1893, BOR-W, File No. 211 of 1893.

58 「後期社會の構造」 Anand A. Yang, 'An Institutional Shelter : The Court of Wards in Late Nineteenth-Century Bihar',
Modern Asian Studies, XIII-2 (1979), 尤和「後期社會の構造」 即據 'Agrarian Structure,' ch. 9 附註。

59 「後期社會の構造」 Ibid., ch. 15. 附註。

60 J.B.P., 'Rustic Bengal', p. 199.

61 Depy. Cllr. Mymensingh to Cllr. Mymensingh, 25 June 1877, in Proceedings of the Board of Revenue, Lower Provinces, 1st Section : Settlement, No. 274, 11 Aug. 1877. 「ダカラ」 は「後期社會」 Hunter, *Statistical Account*, Vol. 3, p. 453 に「...の職務は...出稼を詰めださない。たゞ、...の原丈のふたりは毎月5ルピーを支給する。」 'As a dakra, who will be a local man with the status of a cultivating ryot will be appointed under the tehsildar on a monthly pay of 5/-, he can perform all the duties of a putwari...' あるが詰めださない。種子の貯蔵は...本村の民たる職務とする。

62 Offg. Cllr. Mymensingh to Cmnr. Dacca, No. 114—18G, 16 Apr. 1884 in *A Collection of Papers relating to the Bengal Tenancy Bill, 1884* (Calcutta, 1884), pp. 8-9, 14.

63 Ibid, p. 14. | 二月一月 | 一月十日

64 Ibid, p. 8.

65 Wilson's *Glossary*, p. 466.

66 'Report of the Investigating Officer Maulvi Muhammad Mohiuddin, Revenue Officer, dated 2nd October 1912,' cited in Jack, *Eukarganj Settlement Report*, p. cii.

67 Ibid.

68 Ibid.

69 *本邦ノヒコトヲ Sen, Statistics of Jhendia, etc.*, p. xxviii. 註解。

70 Khagendra Nath Bhattacharjee, '回書は①Kāśyapakaorā' ②Namasūdra' ③Paundrakṣatrya' ④Mahīṣya' ⑤Raibansikṣatrya' ⑥Hīnāśākāra' ⑦。⑧は指定カーベル' ⑨は指定部族である。ただし東ベンガルでは指定カーベルや指定部族は土地を保有する者へ向けてあることが多く、いにしへは注意が必要である。

71 指標 'Agrarian Structure', p. 252.

72 1) の「カーベル」の組織機構の人的構成はカーベル一個重なるものであった。マハラム・キーハーラーも組織を好んで採用したと記されている。

73 Raha, 'District Statistical Account (Furreedpore)', para, 21. 以降特に注記しながらホリセナル県の土地制度に関する記述は全くない。

74 稲穂「ロヘクンヤル・ハベトーム」111頁に「ロ・ハイアル」なる名前がある。ガルの土地制度の図解をのむたので参照された。

75 Shinkichi Taniguchi, 'The Patni System—A Modern Origin of the "Sub-infeudation" of Bengal in the Nineteenth Century,' *Hitorubashi Journal of Economics*, XXII-1 (June 1981).

76 ハーラムペー県の土地調査事業が採用された。J.C. Jack, 'Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Faridpur District, 1904 to 1914 (Calcutta, 1916), para. 49)。

77 「カーベル」の統計表は「第一回録のカーベル」、「第一回録のカーベル」、「第一回録のカーベル」の三つで、その外した他のカーベルの土地権益数の約九割を占めた（Raha, 'District Statistical Account (Furreedpore)', Part IV）。しかし、カーベルの統計上カーベルの統計として記載された中間カーベルの権益総数の約六割がカーベルの結果を除く。

78 Raha, 'District Statistical Account (Furreedpore)', para, 12.

79 Ibid., para. 14.

80 「ヒンダーネル」と「商業の用語法はベンガルの地方方言とは大體に異る、尋常な郊外小作人から數十人一戸の土地を保有する地主まで多様な階層を表わし得る」(André Béteille, *Studies in Agrarian Social Structure* (Delhi, 1974), ch. 4)。これらがもれなく記述されるが意味は堅持してシムダーネルによる語を用ひて置く。

81 一九〇一年センサスの職業統計によれば、中央政府及び地方自治体の官吏（村役人を除く）などの家族1117人、長〇八人及び女、地所の代理人・支配人・事務員・管理人、及び小地代徵収入（如家族）四三九、大八大人みなうるべく。

(Census of India 1901, Volume VI: *The Lower Provinces of Bengal and their Dependencies, Part I*, p. 492).

82 Kalyan Kumar Sen Gupta, *Pabna Disturbances and the Politics of Rent 1873—1885* (New Delhi, 1974), pp. 49—50; Binay Bhushan Chaudhuri, 'The Story of a Peasant Revolt in a Bengal District,' *Bengal: Past and Present*, XC II—174 (July-Dec., 1973), pp. 245—6.

83 Binay Bhushan Chaudhuri, 'Peasant Movements in Bengal 1850—1900,' *Nineteenth Century Studies*, 3 (1973), p. 370; Idem, 'Agrarian Economy and Agrarian Relations in Bengal 1859—1885,' in *The History of Bengal (1757—1905)*, ed. Narendra Krishna Sinha (Calcutta, 1967), pp. 286—7.

84 Sen Gupta, *Pabna Disturbances*, p. 47.